

決議案第1号

事務執行の適正な運用を求める決議の提出について

上記の決議を三田市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年12月20日

議会運営委員会委員長 今北 義明

事務執行の適正な運用を求める決議（案）

本定例会に提案された議案第 97 号「教師用教科書及び指導書の取得について（追認）」は、教師用教科書及び指導書の取得に関する契約について議決を求めたものである。

本契約案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する予定価格 2,000 万円以上の財産の取得に該当していたにもかかわらず、議決を得ないまま無効な契約が締結されたことにより、本定例会に追認議決を求めた極めて異例の事案であった。

当議会としては、本事業の必要性和本契約に係る混乱の回避などを勘案し、当該議案を可決したものであるが、追認議決を求める事態は、関係法令等の確認と関係者との十分な協議という事務処理の着実な実施を怠ったもので、個々の職員はもとより、組織全体の不十分なチェック体制が招いた結果であると言わざるを得ない。

さらに、今回の事態は、契約の相手方に不安や混乱を与えるとともに、二元代表制の一翼を担う議会の重要な権限である「議決権」を軽視し、市の事務執行に対する市民の信頼を大きく損なうものであり、遺憾の極みである。

これらのことから、本件所管の教育委員会に留まらず執行機関全体に対し猛省を促すものであり、今後再びこのような事態を起こさないため、法令遵守の徹底による事務手続きの着実な実施を図るとともに、職員の意識改革と組織全体として実効性のあるチェック体制を確立するなど、再発防止に万全を期し、さらなる事務執行の適正な運用に全力を挙げて早急に取り組むよう、強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

兵庫県三田市議会